

平成 30 年 2 月 9 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会
会 長 平 川 菊 哉

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成 30 年 1 月 12 日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 学校運営協議会委員の報酬額について

学校運営協議会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。

2 社会教育指導員の報酬額について

社会教育指導員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。

3 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成30年1月12日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案の審議経過について概要を記すこととする。

1 学校運営協議会委員の報酬額について

学校運営協議会委員の報酬額については、勤務日数、勤務時間及び他団体の事例を参考とした場合において日額2,000円とされた。

審議の中で、日額2,000円については、当該協議会委員の職責に対して報酬額としては少額ではないかとの意見が多数だされた。

しかしながら、当該協議会委員については、その前身からボランティア的な要素が強いことや勤務日数、勤務時間及び他団体の事例を参考とした場合において諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

なお、次年度以降に当該協議会が開催されるなかで、現在想定している以上に、協議内容や職責が増加する場合においては、改めて報酬額を見直す必要があるのではとの意見も出された。

2 社会教育指導員の報酬額について

社会教育指導員の報酬額については、勤務日数や勤務時間が同等である他市と比較しても低水準であり、また、当市の臨時的任用職員（一般事務員）の時給980円程度の水準まで引き上げることは、社会教育指導員の専門的な職務内容からも妥当であり、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

しかしながら、前年度でも、当審議会では社会教育指導員の報酬額改正の審議を行っており、報酬額の設定について根本的に見直すべきではとの意見も出された。